

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「熟技術を核として新しい価値を創造し、これを通じて社会に貢献するとともに企業の繁栄と社員の幸福を実現する」との経営理念で、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーから評価・信頼される事業活動を行い、継続的に企業価値を高めていくことを経営の基本方針としております。

この基本方針に則り、コーポレート・ガバナンスを充実し、経営の透明性を高め、適法性を確保し、経営効率の向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

現状の当社株主における海外投資家の比率は相対的に低く、議決権の電子行使や招集通知の英訳は、早急の対応が必要な事項とは認識していませんが、今後については、海外投資家の比率等を勘案しながら、判断してまいります。

なお、海外投資家に会社概況を理解して頂くべく、英文の「報告書(アニュアルレポート)」を当社ホームページに掲載しております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

取締役の選任や報酬などの諮問委員会については、設置していません。しかし、候補者の選任や報酬については社外取締役に意見を求めるなど、取締役会の独立性・客観性と説明責任は担保できていると考えております。

今後につきましては、委員会の設置の必要性を含め、検討していきます。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は総数10名で、経営全般、管理関係、営業関係、生産技術関係に加え、豊富な企業経営経験を持つ社外取締役を含め、高い見識、豊富な経験、高度な専門性等を総合的に勘案し構成されております。現状ではジェンダーや国際性の面を含む多様性については十分に確保されているとは言えないことから、多様性の確保という視点を取り入れた取締役候補者の選定に努めてまいります。

なお、取締役ではありませんが、監査役で外国人1名を選任しており、取締役会の審議では十分意見が反映できるよう配慮しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(政策保有に関する方針)

当社の企業価値は、高度な研究開発力を活かした独自の熟技術や、高品質な商品開発力、さらに内外の顧客の幅広いニーズに対する機敏な対応力にあり、これらを支える様々な取引先との協力関係が不可欠と考えております。

このため、当社は事業戦略や重要な取引先との協力関係を総合的に勘案し、中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しております。

(政策保有のねらい・合理性)

保有継続の是非につきましては、個々の企業ごとに、取引内容に応じて、中長期的な経済合理性や将来の見通しを総合的に勘案し、検証しております。保有意義が希薄化した株式については、売却を含めた保有の是非を取締役会において決定いたします。

(議決権行使に関する基本方針)

議決権の行使については、定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、当該企業の経営方針・戦略等を理解したうえで、中長期的に企業価値向上、株主還元向上に繋がるかどうか等の視点に立ち、個々の議案ごとに判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との利益相反取引について、取締役会規則および取締役会決議基準に基づき、取締役会での承認・報告等、会社法に定められた手続きを遵守しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

年金の運用体制としては、人事総務部に年金担当を置き、財務担当の役員とともに、運用受託機関のモニタリングを随時行っております。また、一部、確定拠出年金制度を導入しており、従業員に対して、資産運用に関する研修も行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(経営理念、コーポレートガバナンスに関する考え方・基本方針)

当社は「熟技術を核として新しい価値を創造し、これを通じて社会に貢献するとともに企業の繁栄と社員の幸福を実現する」との経営理念を、1986年10月に制定し、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーから評価・信頼される事業活動を行い、継続的に企業価値を高めていくことを経営の基本方針としております。

この基本方針に則り、コーポレートガバナンスを充実し、経営の透明性を高め、適法性を確保し、経営効率の向上に努めております。

(経営戦略、経営計画)

中期の事業戦略として「経営ビジョン」を策定し、「技術力・開発力の強化」、「収益性の向上」、「人材育成の強化」の3点を推進することで事業構造を変革し、持続的成長を確実なものにすべく、諸施策を実施いたしております。

(経営陣幹部・取締役の報酬)

経営陣幹部、役員報酬は期間業績の反映ならびに企業価値創造の対価として、当社業績、経済情勢等を考慮して決定しております。

(経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補者の指名)

経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補者の指名については、優れた人格と見識を有し、経営判断能力及び経営執行能力に優れ、担当業務に卓越した専門性を有するなど、当社が定めた選任基準により、代表取締役が人選し、取締役会で審議の上、決定しております。

経営陣幹部の解任については、法令・定款違反や当社の企業価値を著しく毀損する行為など、客観的に解任が相当とされる場合において、取締役会で審議の上、決議します。

なお、監査役候補者の指名については、取締役会の審議を踏まえ、監査役会の同意を経て、決定しております。

(個々の指名についての説明)

取締役・監査役候補者の個々の指名についての説明については、2017年3月期の第75期定時株主総会より、「株主総会招集ご通知」参考書類に記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務】

取締役会は「取締役会規則」において自己の決議事項を定め、経営の基本方針ならびに法令で定められた事項や、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役ならびに執行役員による業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

また、執行役員制度の採用により、必要な権限を委譲し意思決定のスピードアップと責任の明確化を図っておりますが、状況に応じて取締役が執行役員を兼務することにより、経営と現場の連結を図っております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

社外取締役および社外監査役については、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有することを基本的な考えとして候補者を決定しております。また、その独立性については、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める要件を参考にするとともに、当社独自の基準を定めており、以下のすべてに該当しないことを独立性充足の条件としております。

- 1)現在または最近5年間で、当社の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主またはその業務執行者
- 2)現在または最近5年間で、当社グループの主要な取引先の業務執行者
- 3)現在または最近5年間で、当社グループの監査業務を担当している者
- 4)当社から、当社役員報酬以外に、過去3年平均にて、年間1,000万円を超える報酬を得ている者
- 5)上記のいずれかに掲げる者の配偶者または2親等以内の親族
- 6)当社グループの取締役、監査役、執行役員、その他の使用人、の配偶者または2親等以内の親族

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は総数9名で、経営全般、管理関係、営業関係、生産技術関係に加え、豊富な企業経営経験を持つ社外取締役を含め、高い見識、豊富な経験、高度な専門性等を総合的に勘案し構成されております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況】

取締役・監査役の主要な役員兼任状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告にある「会社役員に関する事項」に記載しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、すべての取締役及び監査役に対し、「取締役会の構成及び運用状況」「取締役会の機能の発揮」「社外取締役及び社外監査役に対する支援体制」「監査役への役割に対する期待」「株主、ステークホルダーへの対応の実効性」についてアンケート形式による自己評価を実施し、分析・評価の結果、当社取締役会全体において、実効性は確保できていることを確認いたしました。一方で、取締役会としての監督機能の強化や資料の事前検討時間についての改善が必要との指摘がありました。

今回の評価結果を踏まえ、今後とも、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役・監査役に対し、期待される役割や責務を果たすために必要とされる資質・知識の修得の為、社内外講師による講習会や外部セミナー等、継続的に研修の機会を設けています。

また、新任社外役員については、会社概要、企業理念、当社を取巻く経営環境、コーポレートガバナンス等に関する研修を、就任後に実施しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)基本的な考え方

当社は、株主・投資家の皆様に適時適切な会社情報を開示することを基本姿勢とし、金融商品取引法やその他関連法令及び証券取引所の諸規定に則り、正確で公平な情報開示を行っております。

(2)IR体制

株主・投資家の皆様との対話については、業務本部担当役員が統括し、業務本部内に担当者を配置しております。

(3)対話の方法

株主・投資家の皆様には、四半期ごとの決算発表後、当社ホームページに遅滞無く開示情報を掲載しております。

また、株主・投資家の皆様との対話に際しては、社内規則「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」に則りインサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	464,100	6.04
株式会社りそな銀行	380,600	4.96

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	320,200	4.17
中外炉工業関連企業持株会	264,569	3.45
株式会社みずほ銀行	189,902	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	188,400	2.45
三菱商事株式会社	179,504	2.34
株式会社銭高組	175,090	2.28
日本生命保険相互会社	149,652	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	136,600	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
野村 正朗	他の会社の出身者												
佐藤 良	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村 正朗		学校法人帝塚山学院理事長	元新日本理化株式会社取締役会長であり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を生かした経営全般の監視と有効な助言を期待して、社外取締役に選任しております。
佐藤 良		当社顧問	元ダニエリ エンジニアリング ジャパンの代表取締役であり、プラント事業に関する豊富な経験を生かした経営全般の監視と有効な助言を期待して、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、内部監査部門である内部監査室から監査計画や監査の実施状況などにつき、定期的に詳細な報告を受け、相互に意見交換を行うなど緊密な連携体制を構築しております。また、会計監査人から監査計画、監査事項の内容や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜情報の提供、交換を実施し、相互に効率的かつ効果的な監査が行えるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
碩 省三	弁護士														
ポール・チェン	学者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
碩 省三		弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 株式会社椿本チエイン社外監査役	弁護士としての専門的知見および企業法務に関する豊富な経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。
ポール・チェン			大学教授としての豊富な学識経験を基にした客観的観点から経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

期間業績を反映し、取締役報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における当社の取締役および監査役に対する報酬は以下のとおりであります。

取締役 180百万円

監査役 34百万円

計 215百万円

(うち社外役員29百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は期間業績を反映し、取締役報酬を決定しております。なお、役員の報酬限度額につきましては、平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会決議により、取締役「月額27百万円以内」、監査役「月額6百万円以内」とされております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対する情報伝達は業務本部秘書が担当し、必要に応じて内部監査部門が補助できる体制を構築しており、随時個別案件ごとに事前の情報提供を行い、課題認識の共有化を図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
谷川 正	名誉会長	経営陣の求めに応じ、経験に基づく助言を行っております。	非常勤、報酬有	2016/06/24	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は執行役員制度の採用により、必要な権限を委譲し意思決定のスピードアップと責任の明確化を図っておりますが、状況に応じて取締役が執行役員を兼務することにより、経営と現場の連結を図っております。

当社の取締役会は総数10名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針ならびに法令で定められた事項や、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役ならびに執行役員による業務執行状況を監督する機関と位置付けております。

当社は監査役3名(うち社外監査役2名)による監査役制度を採用しており、監査役は会社の健全性と社会的信頼を維持する観点から、取締役会や執行役員会などの重要な会議に出席して意見を述べるほか、業務執行各面における適法性、妥当性に関して監査計画に基づいた監査を実施しております。

加えて、組織上独立した内部監査室が各事業部や関係会社の業務執行状況について監査を実施し、評価と提言を行うとともに、監査役に報告することとし、内部統制及び監査役機能の維持・強化に努めております。また、『中外炉工業グループ行動規範』をグループ全役職員に配布し、コンプライアンスや企業倫理の徹底を図っております。さらに、『コンプライアンス相談窓口』を社外に設置し、従業員からの通報ラインも確保しております。

当社は、会計監査人として、PwC京都監査法人と監査契約を締結しており、定期的に監査を受け、会計処理の正確性と透明性の強化に努めております。また、顧問弁護士事務所からは必要に応じてアドバイスを受けております。

なお、2020年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、PwC京都監査法人所属の中村源、野村尊博の2名であり、会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士3名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営監督機能の強化と経営の透明性向上のため、社外取締役2名を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様を検討期間を持っていただくため、法定期限より1週間程度前に発送すべく努力しております。
その他	株主総会の招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、企業情報コーナーに社長メッセージを掲載しております。加えてIR情報コーナーには、決算短信などの適時開示情報、有価証券報告書、株主様向け報告書、株式および配当金情報、よくあるご質問(FAQ)などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	業務本部の中にIR担当部署を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「中外炉工業グループ行動規範」において、社会・株主・顧客・取引先・協力先・従業員など各ステークホルダーとの円滑な関係を構築すべく規定しており、ホームページにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	品質環境方針を策定し、地球環境保全活動を推進することを基本方針として、社会に貢献することとしております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で次のとおり決議し、内部統制システムの充実に努めております。

(1)取締役(執行役員等を含む。以下同様)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1.コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、具体的な行動指針を定めた「中外炉工業グループ行動規範」の遵守をすべての取締役及び使用人に徹底し、問題の発生を未然防止に努めます。万一、問題が発生した場合には法令・規則に基づいた厳正かつ公平な基準で処置を行います。

2.取締役の職務執行については取締役会が監督するとともに、監査役会の定める「監査役監査基準」に従い監査役が監査を行います。使用人の職務執行については、就業規則に則り適正な措置を行うと同時に、執行部門から独立した内部監査室が内部監査を計画的に実施し、法令・定款に不適合となる事態を早期に発見し未然防止に努めます。

3.法令や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、内部通報制度として社外の第三者機関に「コンプライアンス相談窓口」を設け、適切に運用します。

4.市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引への介入を徹底的に排除するとともに断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するという基本的な考え方を「中外炉工業グループ行動規範」に定め、グループ全役員に周知するとともに遵守の徹底を図ります。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則・稟議規定・企業秘密管理規定等に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理しています。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業運営に伴うリスクの管理については、法令遵守、品質、与信、事故、情報セキュリティ、災害などの個別のリスクに係る担当部署において、過去に直面した事例等を基に、それらの回避方法、対処手順、代替予備手段の準備等により軽減・回避措置を実施します。また、不測の事態が発生した場合は、必要に応じ対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努めます。さらに、内部監査室が、個別のリスク対応の適切性や有効性を検証してリスク管理の実効性を確保いたします。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1.重要な経営事項についての審議機関として取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、その審議を経て意思決定を行います。また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を図るため、執行役員制度を採用し、経営の効率化に努めています。

2.経営計画の策定により業務目標を明確化し、四半期毎の業務執行報告会で進捗状況の検証を行います。

(5)当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1.子会社においても「中外炉工業グループ行動規範」の遵守を徹底し、グループ全体が同等の水準のコンプライアンス経営を実践するよう努めます。また、内部通報制度である「コンプライアンス相談窓口」をグループ全体を対象とした制度として位置付け、適切に運用します。

2.経営計画には子会社を含むグループ全体計画を網羅し、定期的な確認や報告または意見交換の場を持ち、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、企業集団における業務の適正を確保します。

3.内部監査室は子会社の内部監査を実施し、法令・定款違反等の問題があると認められた場合には、直ちに監査役に報告します。

4.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、(3)に記載した取組みの中で整備・運用します。

(6)監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1.監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命するものとします。監査役補助者の人事考課は監査役が行い、監査役補助者の任命解任等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性を確保することとします。

2.監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととします。

(7)監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1.取締役(取締役会)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社及びグループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社監査役に報告します。また、監査役から報告の要請があった場合には、これらの者は直ちに報告を行います。

2.監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するものとします。

3.監査役は代表取締役と定期的な会合をもち、重要課題について意見交換及び必要な要請を行います。また、会計監査人、内部監査室と定期的な会合をもち、監査の実効性・効率性を確保します。

(8)監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役職務の執行に係る費用の前払、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息、負担した債務の債権者に対する弁済について、監査役から請求があった場合には、これを支払又は弁済を行います。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社及びグループとしての財務報告に係る信頼性を確保するために、代表取締役社長を統括責任者として、基本方針を決定し、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制システムを整備・運用します。また、内部統制の有効性については、内部監査室が定期的に検証し、その検証結果を、改善・是正に関する提言とともに、取締役会及び監査役に報告します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引への介入を徹底的に排除するとともに断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するという基本的な考え方を「中外炉工業グループ行動規範」に定め、グループ全役員に周知するとともに遵守の徹底を図っています。

また、当社は、警察署や弁護士等の外部専門機関を通じ、情報収集に努めているほか、研修会や定例会にも参加して近隣企業とも連携を深めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

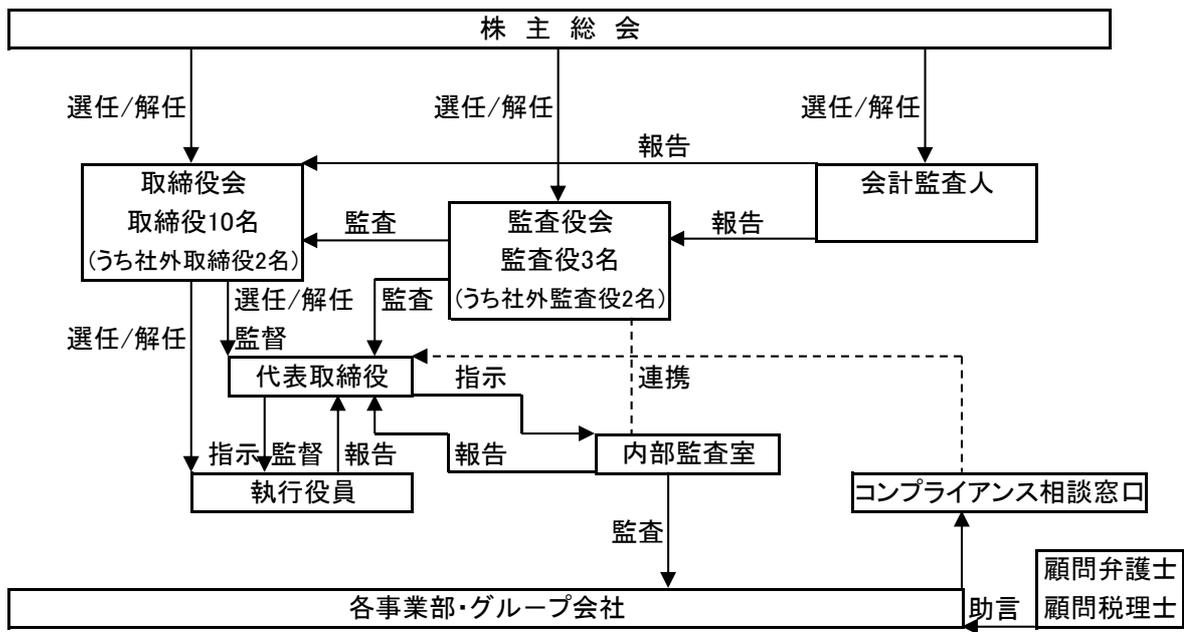
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、投資者に適時適切な会社情報を開示することを基本姿勢とし、金融商品取引法やその他関連法令及び証券取引所の諸規定に則り、正確で公平な情報開示を行っております。

1. 会社情報の適時開示に係わる情報取扱責任者は業務本部担当役員とし、当社及び子会社に係わる重要な情報は、業務本部担当役員に報告される体制としております。
2. 各部門長や子会社代表者は、迅速な情報収集と正確な情報判断に努めております。
3. 情報取扱責任者は、収集された情報が証券取引所の適時開示規則で定められた開示基準に適合するかどうかを判断し、取締役会承認等の手続きを経た上で会社情報の適時開示を行うこととしております。
4. 情報開示は、株式会社東京証券取引所のTDnetを用いて行い、必要な場合は東京・大阪各取引所内の記者クラブへ資料配布すると共に、当社ホームページにも遅滞なく掲載しております。

【参考資料：模式図】



【参考資料：適時開示体制の概要(模式図)】

